

法務局に預けて安心!

白筆証書遺言書 保管制度

あなたの大切な
遺言書を守ります

ご自身で書いた遺言書の保管場所に不安はありませんか？
遺言書を法務局に預けると...

- ① 遺言書の改ざん、紛失等を防げます。
- ② 遺言書の形式を確認します。
- ③ 相続人等への「**通知**」を実施します。
- ④ 家庭裁判所の「**検認**」は不要です。

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

遺言書保管の
申請手数料は...

3,900円

です。



遺言書ほかんガルー

本制度の詳細な手続は法務省HPを御覧になるか、法務局にお問合せください!

法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

詳しい
パンフレットは、
法務局の窓口で配布
しています!

遺言書保管

検索

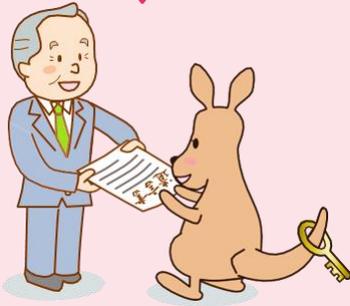


宇都宮地方法務局

本局供託課	028-623-0923	日光支局	0288-21-0309
真岡支局	0285-82-2279	大田原支局	0287-23-1155
栃木支局	0282-22-1068	足利支局	0284-42-8101

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- ① 申請には必ず予約のうえ、遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について、外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談は、お受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
(※様式に決まりがあります)
- ② 申請書
(※法務省HP又は最寄りの法務局で入手できます。)
- ③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には**予約**が必要です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ <https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

